建設工事入札参加資格審査申請の手引き (県内本店建設業者用)



令和5年度からの主な変更点

令和6年度から、申請手続きを以下のとおり変更しましたので、申請者におかれましては、 変更点をご確認の上、遺漏のないよう手続きを行ってください。

1 主たる営業所が福岡県内にある建設業者(福岡県知事許可又は国土交通大臣許可)の申請手続きについて

(1) 申請方法の変更

令和5年度までは、郵送による提出としていましたが、令和6年度から「**ふくおか電 子申請サービス**」を用いた電子申請となります

なお、添付書類については、郵送又は電子申請時にファイル添付のいずれかにより提 出となります。

(2) 申請時期の変更

主たる営業所が福岡県内にある建設業者のうち、<u>福岡県知事許可業者については</u>、令和5年度までは経営事項審査と同時に提出していましたが、令和6年度から、原則、経営事項審査を受審し、結果通知書を受領後、申請をいただく必要があります(※)

※ 令和6年度は、制度移行期間であることから、経営事項審査申請書副本(受付印有)の提出でも受け付けます

(3) 提出先の変更

添付書類を郵送で提出する場合は、以下の宛先に送付してください

- ・所在地 〒812-0044 福岡市博多区千代1-20-31 千代合同庁舎2階
- ・宛 先 経審・入札審査室

変更点の概要

令和5年度まで

17HO-7,26 C		申請書	添付書類	申請時期
主たる営業所が	福岡県知事許可	郵送	郵送	経営事項審査と同時申請
福岡県内にある建設業者	国土交通大臣許可	郵送	郵送	経営事項審査受審後に申請



令和6年度から

		申請書	添付書類	申請時期
主たる営業所が	福岡県知事許可	電子申請 (ふくおか電子申請 サービス)	郵送又は電子申請	経営事項審査受審後に申請
福岡県内にある建設業者	国土交通大臣許可	電子申請 (ふくおか電子申請 サービス)	郵送又は電子申請	経営事項審査受審後に申請

2 入札参加資格申請書変更届出書の提出方法について

令和5年度までは、名簿に登載している内容について、変更 (廃業も含む) が生じたときは、 入札参加資格申請書変更届出書を郵送又は本庁建築指導課窓口持参により提出としていまし が、令和6年度からは、従来の提出方法に加え、電子申請(ふくおか電子申請サービス) によ る変更届の提出も追加します。

なお、電子申請(ふくおか電子申請サービス)を用いて提出する場合、添付資料は、郵送又は持参による提出のほか、電子申請時にファイル添付により提出してください。

詳細は、以下の県HPをご参照ください。

【掲載場所(県HP)】

トップページ > 県政情報 > 入札・公募・公売 > お知らせ > 申請書・届出書等様式> 建設工事に係る指名願の変更届について

(URL: https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kensetukoujisimeihenkou.html)

変更点の概要

令和5年度まで ①又は②のいずれか

	1	2
提出方法	郵送	持参



令和6年度から ①、②に加え、③による提出も可

	1	2	3
提出方法	郵送	持参	電子申請 (※) (ふくおか電子申請サービス)

※添付資料は、郵送、持参又は電子申請 時にファイル添付による提出

福岡県建設工事入札参加資格審査申請について

福岡県が発注する建設工事の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査を行い、資格者名簿を作成しますので、審査を希望される方は、この申請案内に従って 書類を作成し提出してください。

1 申請書を提出できない方

次の欠格要件に該当する方は、資格審査申請を提出できません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者(特別の理由がある場合を除く。)
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。) 又は法人であってその役員が暴力団 員であるもの
- (4) 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課せられた者であって、当該届出の義務を履行していないもの
 - ア 健康保険法 (大正11年法律第70号) 第48条
 - イ 厚生年金保険法 (昭和29年法律第115号) 第27条
 - ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条
- (5) 県内の市町村において個人住民税(個人県民税及び個人市町村民税)を特別徴収すべき 者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法(昭和25年法律第226号) 第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの(特別の理由がある 場合を除く。)
- (6) 消費税及び地方消費税に未納のある者
- (7) 福岡県税に未納のある者
- (8) 建設業法(昭和24年法律第100号。以下 「法」という。)第2条第1項に規定する 建設工事を営む者で、法第3条第1項の規定による許可を受けていない者
- (9) 法第27条の23第1項の規定による審査(経営事項審査)を受けていない者
- (10) 競争入札参加資格審査申請書(電子計算処理組織(知事の使用に係る電子計算機(入力 装置を含む。以下同じ。)と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電 気通信回線で接続したものをいう。)による電磁的記録を含む。)及び添付書類に故意に 虚偽の事実を記載した者

2 経営事項審査の審査基準日について

令和7年度名簿の入札参加資格審査申請を行う場合、経営事項審査については、「令和5年10月1日から令和6年9月30日まで」を審査基準日とする最新の結果通知書が必要となります。

3 入札参加資格有効期間

令和7年5月1日~令和8年4月30日

4 申請方法及び受付時期

- (1) <u>主たる営業所が福岡県内</u>にある建設業者(福岡県知事許可又は国土交通大臣許可)
 - ① 申請方法(令和5年度から変更)

電子申請(ふくおか電子申請サービス)

- ・ 令和6年度から、ふくおか電子申請サービスを用いた申請となります。
- ・ 原則、経営事項審査を受審し、結果通知書を受領後に申請となります。
- ・ 申請方法の詳細は、建築指導課のホームページ「**令和7年度建設工事競争入札 参加資格審査申請について」**に掲載しています。
- ・ 申請に添付する書類については、「電子申請時にファイル添付し提出」又は 「郵送提出」のいずれかにより提出してください。

添付書類の郵送(簡易書留又はレターパック等配達記録がわかる手段でお願い します。)にあたっては、以下の会場に送付してください

※ 福岡県行政書士会ではありませんので、注意してください!

T 8 1 2 - 0 0 4 4

福岡市博多区千代1-20-31 千代合同庁舎2階

経審・入札審査室 宛

② 受付期間

令和6年4月~令和7年2月3日(必着)※申請時に添付する書類も含みます

- ・ 原則、決算期到来後、経営事項審査を受審し、結果通知書を受領後に下表の 受付期間を目安に電子申請にて随時受け付けます。
- ・ 令和6年度においては、制度移行期間であることから、受付印が押印された 経営事項審査申請書(写)でも受け付けます。

直前決算期	申請受付期間目安	直前決算期	申請受付期間目安
令和5年10月	令和6年4~6月	令和6年4月	令和6年9~10月
11月	令和6年4~7月	5月	令和6年10~11月
12月	令和6年5~7月	6月	令和6年11~12月
令和6年 1月	令和6年6~8月	7月	令和6年11月~令和7年2月3日(必着)
2月	令和6年7~8月	8月	令和6年12月~令和7年2月3日(必着)
3月	令和6年7~9月	9月	令和6年12月~令和7年2月3日(必着)

- (2) 主たる営業所が福岡県外にある建設業者(国土交通大臣許可又は他の知事許可)
 - ① 申請方法

電子申請 (競争入札参加資格審査インターネット受付)

※ 詳細は、令和6年12月下旬頃に県ホームページの建築指導課のページに掲載予定です。

② 受付期間

毎年1月20日頃から2月10日頃まで受付(土曜日、日曜日、祝日を除く)

(3) その他

令和7年3月末までに経営事項審査の結果通知書の交付を受けていない場合は、名 簿登載に際し格付けをする基礎となる客観点数が不明であることから、名簿に登載されないこととなります。

5 登録を希望する工事の種類及び内容等

次頁の表は、建設業法に規定する29業種に対応しています。表の中から登録を希望する 工事の種類を選んで申請してください。

本県と取引する営業所が有する許可業種かつ経営事項審査を受審している業種につき申請 可能です(※)

主たる営業所が福岡県内にある建設業者は、県内本店を登録します。

主たる営業所が福岡県外にある建設業者は、県外本店又は福岡県内支店のいずれかが 登録可能です。

(※) 登録可能な業種のイメージ(県外本店建設業者が申請する場合)

	業者が有する許可業種	本店(佐賀県)が 有する許可業種	支店(福岡市)が 有する許可業種	経営事項審査を 受審した許可業種
	土木一式	0		
	建築一式	0		0
(株)九州各県	電気工事	0	0	
(体)ル州谷宗	管工事	0		0
	機械器具設置工事	0	0	0
	解体工事	0		



	業者が有する許可業種	本店(佐賀県)が 有する許可業種	経営事項審査を 受審した許可業種
	土木一式	0	
	建築一式	0	0
本店(佐賀県)を名簿に	電気工事	0	
登載希望する場合	管工事	0	0
	機械器具設置工事	0	0
	解体工事	0	

本店が有する業種のうち、(建)、(管)、 (機)のみ経営事項審査を受審しているため、この3つのみ名簿に登録可能

	業者が有する許可業種	本店(佐賀県)が 有する許可業種	支店(福岡市)が 有する許可業種	経営事項審査を 受審した許可業種
	土木一式	0		
	建築一式	0		0
支店(福岡市)を名簿に	電気工事	0	0	
登載希望する場合	管工事	0		0
	機械器具設置工事	0	0	0
	解体工事	0	1	

(建)、(管)、(機)を受審しているが、 支店は(電)、(機)しか許可を有してい ないため、(機)のみ名簿に登録可能

登録区分	略号	工事種類	工事内容	工事の例
01	(土)	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補 修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)	
02	(建)	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
03	(大)	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製 設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
04	(左)	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、 吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工 事、洗い出し工事
05	(٤)	とび・土工工事業	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 カ 土砂等の掘削、盛上げ、結固め等を行う工事ニ コンクリートにより工作物を築造する工事ホ その他基礎的ないしは準備的工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事ニコンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート任送工事、プレストレストコンクリート工事ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外清工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
06	(石)	石工事業	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。) の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事
07	(屋)	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
08	(電)	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気 設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、 電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
09	(管)	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給 湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事 水洗便所設置工事、ガス管配管工事、ダクトエ事、管内更生工事
10	(タ)	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物 にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける 工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル(張り)工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
11	(鋼)	鋼構造物工事業	形構、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工 事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、 屋外広告工事、閘問、水門等の門扉設置工事
12	(筋)	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
13	(舗)	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルトコンクリート、砂、砂利、砕石 等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
14	(しゅ)	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
15	(板)	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等 の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
16	(ガ)	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
17	(塗)	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装 工事、路面標示工事
18	(防)	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工 事、シート防水工事、注入防水工事
19	(内)	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上を行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上 工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
20	(機)	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器 具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器 設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備 工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設備工事、立体駐 車設備工事
21	(絶)	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熟絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
22	(通)	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事
23	(園)	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の 苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元 する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、 広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
24	(井)	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に 伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
25	(具)	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドアー取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
26	(水)	水道施設工事業	する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置 する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
		1	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガ
27	(消)	消防施設工事業	備を設置し、又は工作物に取付ける工事	ス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、 動力消防ボンブ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事 事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又 は排煙設備の設置工事
27		消防施設工事業清掃施設工事業	備を設置し、又は工作物に取付ける工事 し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	動力消防ボンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又

※重理

添付書類は、オンラインと郵送を混在して提出しないようにしてください

(例)経営事項審査結果通知書はオンラインで提出し、納税証明書は郵送で提出、といった方法は禁止とします。

6 申請時に添付する書類

以下の書類を電子申請にファイル添付又は郵送のいずれかの方法により提出してください。 郵送で提出する際は、次ページの注意事項を必ずご確認の上、送付してください。

番号	様式	書類	摘要
1		許可通知書等(写)	申請情報と許可通知書に記載の代表者名、営業所在地に相違がある場合は、 当該変更に係る建設業法の変更届出書(写)も併せて提出
2	3	営業所一覧表	※ <u>支店がない</u> 福岡県知事許可業者は、提出不要
3	様式第2号	(申請した業種の)工事経歴書(直前決算1年分)	「(決算後)変更届書」の様式第2号と同じもの ※実績がない場合も、申請する業種に係る工事経歴書の提出が必要です ※申請しない業種は添付不要 ※福岡県知事許可業者は、経営事項審査で確認しているため添付不要
4		福岡県納税証明書(県税に未納のない証明書) (発行後3ケ月以内のもの。写し可。)	・他県業者で、福岡県に納税義務がない業者は、その理由書(様式任意)を提出すること ・申請時点で未納額がある場合、入札参加資格申請を行うことはできません
5		①、②、③のうちいずれか。 (発行後3ケ月以内のもの。写し可。) 消費税等納税証明書 ①「様式その3」で「消費税及び地方消費税」の未納の税額がないことの証明書 ②「様式その3の2」(個人用) 「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」の未納の税額がないことの証明書 ③「様式その3の3」(法人用) 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納の税額がないことの証明書	・「未納の税額がない」と証明されている証明書を提出すること・ただし左記①、②、③が提出できない者は「様式その「(納税額等証明用)」でもよいが、証明書において「未納額がO円」である旨が明記されていることが必要。・免税業者で申告・納税を行っていない者は、その理由書(様式任意)を提出すること。・申請時点で未納額がある場合、入札参加資格申請を行うことはできません。
6		経営規模等評価結果通知書·総合評定値通知書(写L)	・法第27条の29に基づく総合評定値が記載されたものであること。 注意事項 ・ 原則、経営事項審査結果通知書を添付すること ・ 令和6年度については、受付印が押された経営事項審査申請書(写)でも可とする(国土交通大臣許可業者については、受付印が無いものでも可とする) ただし、3月末までに経営事項審査の結果通知書の交付を受けていない場合は、名簿登載に際し格付けをする基礎となる客観点数が不明であることから、名簿に登載されないこととなります。
7		社会保険等加入状況に係る添付資料	・添付する資料に関しては、申請要領の「社会保険等加入状況に添付する資料について」を参照。 ・経営事項審査の結果通知書を添付する場合は、省略可
8		個人住民税の特別徴収に係る添付資料	・特別徴収義務者に指定されている場合、申請日直近の「領収書の写し」又は 直近の「個人住民税特別徴収税額決定通知書等の写し」等で指定番号が確認 できる書類を添付 ・詳細は、申請要領の「個人住民税の特別徴収について」を参照すること
9		障がい者雇用状況に係る添付書類	添付する資料については、申請要領の「障がい者雇用状況に係る添付書類」を参考にすること
10		地域貢献活動評価申請書(確認書等)	・添付する資料については、申請要領の「地域貢献活動評価項目一覧表」を参考にすること ・事前に確認(受付印)が必要なものは、担当部署に手続きを行ってください(建築指導課では、事前の確認は行っておりません、送付誤りに注意してください)
11		委任状	代理人が申請する場合

郵送で提出する場合の注意事項

〇 送付先

 \mp 8 1 2 - 0 0 4 4

福岡市博多区千代1-20-31 千代合同庁舎2階

経審・入札審査室 宛

※福岡県行政書士会ではありませんので、注意してください

※レターパック、簡易書留など配達記録がわかる手段で送付をお願いします

〇 申請書控えを添付する

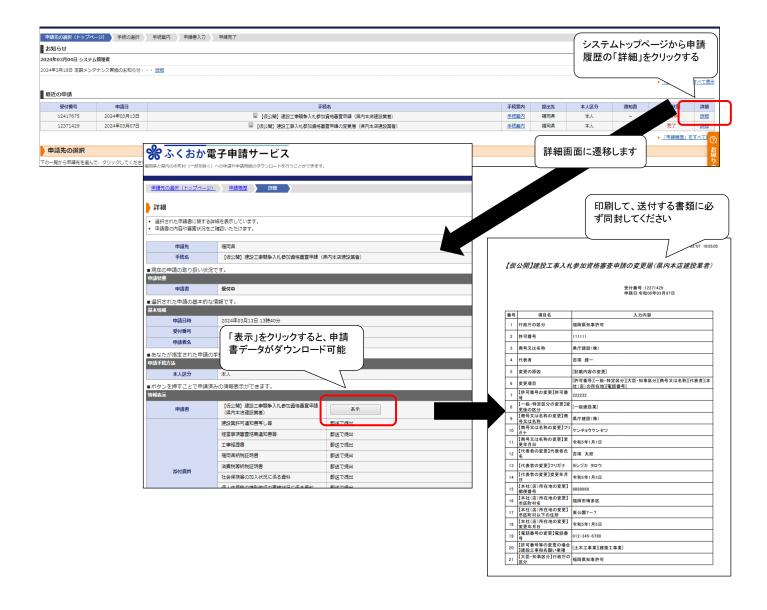
会場に届いた書類と電子申請を突合する必要があるため、電子申請送信後、システムから申請書控えを印刷し、送付する書類に必ず添付してください。

申請書控えの印刷方法は以下の①、②のいずれかにより可能です。

① 送信完了画面から印刷する方法



② 申請履歴から印刷する方法



7 地区分類表

本県と取引を行う営業所の所在地に対応する、県土整備事務所・所轄・地区名が登録されます。

※ 名簿を作成する際、営業所在地をもとに自動登録するため、電子申請においては入力 不要です。

コード番号(参考)	県土整備 事務所名	(所轄)	「地区名」	管轄市町村
01	福岡	(福岡) (旧福岡土木事務所の所轄)	「福岡」	福岡市(東区・中央区・城南区・早良区の全部の区域。 博多区・南区・西区の大部分の区域) 古賀市、糟屋郡
02	久留米	(久留米)	「久留米」	久留米市、小郡市、うきは市、三井郡
03	南筑後	(柳川) (旧柳川土木事務所の所轄)	「柳川」	柳川市、大川市、みやま市、三潴郡
04	直方	(直方)	「直方」	直方市、宮若市、鞍手郡
05	京築	(行橋) (旧行橋土木事務所の所轄)	「行橋」	行橋市、京都郡
06	福岡	(前原) (旧前原土木事務所の所轄)	「前原」	糸島市、福岡市(西区の一部の区域)
07	朝倉	(朝倉)	「朝倉」	朝倉市、朝倉郡
08	八女	(八女)	「八女」	八女市、筑後市、八女郡
09	北九州	(八幡)	「北八」	北九州市(八幡東区、八幡西区)
10	北九州	(若松)	「北若」	北九州市(若松区)
11	北九州	(小倉)	「北小」	北九州市(小倉北区、小倉南区)
12	北九州	(門司)	「北門」	北九州市(門司区)
13	北九州	(戸畑)	「北戸」	北九州市(戸畑区)
14	北九州	(中遠)	「中遠」	中間市、遠賀郡
15	田川	(田川)	「田川」	田川市、田川郡
16	飯塚	(飯塚)	「飯塚」	飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡
17	那珂	(那珂)	「那珂」	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市、 福岡市(博多区と南区の一部の区域)
18	南筑後	(大牟田) (旧大牟田土木事務所の所轄)	「大牟田」	大牟田市
19	京築	(豊前) (旧豊前土木事務所の所轄)	「豊前」	豊前市、築上郡
20	北九州	(宗像) (旧宗像土木事務所の所轄)	「宗像」	宗像市、福津市

(注)以下の県土整備事務所は、複数の(所轄)と「地区名」があります。注意してください。

(県土整備事務所名) 「地区名」

 ・福岡
 ・・・・「福岡」「前原」

 ・南筑後
 ・・・「柳川」「大牟田」

 ・京築
 ・・・「行橋」「豊前」

・北九州・・・・「北八」「北若」「北小」「北門」「北戸」「中遠」「宗像」

<注意>那珂県土整備事務所が管轄する地域

福岡市内に所在地があっても博多区と南区の一部の区域は那珂県土整備事務所管内になります。

博多区				
マタム	^ o ===			
	金の隈	1~2丁目(一般国道3号以西の区域)	春 町	1~3丁目
	西月隈	1、3~6丁目	西 春 町	1~4丁目
	井 相 田	1~3丁目	光 丘 町	1~3丁目
	東 光 寺 町	1~2丁目	新 和 町	1~2丁目
	那 珂	1~6丁目	昭 南 町	1~3丁目
	東 那 珂	1~3丁目	元 町	1~3丁目
	竹 下	1~7丁目	竹 丘 町	1~3丁目
	板 付	1~7丁目	寿 町	1~3丁目
	三 筑	1~2丁目	相 生 町	1~3丁目
	諸 岡	1~6丁目	南八幡町	1~2丁目
	大 字 板 付		南本町	1~2丁目
	麦 野	1~6丁目	銀天町	1~3丁目
	東 雲 町	1~4丁目		
南区				
	高 木	1~3丁目	日佐	1~5丁目
	五 十 川	1~2丁目	向 新 町	1~2丁目
	井 尻	1~5丁目	警 弥 郷	1~3丁目
	折 立 町		柳瀬	1~2丁目
	横手	1~4丁目	弥 永	1~5丁目
	横手南町		弥永団地	
	的 場	1~2丁目		

<注意>前原土木事務所が管轄する地域

福岡市内に所在地があっても西区の一部の区域は前原土木事務所管轄になります。

西区			
横 浜	3丁目	大字太郎丸	
大字女原		太郎丸	1~4丁目
北原	2丁目	元 浜	1~4丁目
大字周船寺		大 字 桑 原	
周 船 寺	1~3丁目	大 字 元 岡	
大字飯氏		大 字 宮 浦	
大字千里		大字小田	
大字宇田川原		大 字 草 場	
田尻東	1~4丁目	大 字 西 浦	
田尻	1~3丁目	大字玄界島	
富 士 見	1~3丁目	大字小呂島	
泉	1~3丁目	学 園 通	1~3丁目
丸 川	1~2丁目		

8 名簿登載事項に変更が生じたとき

名簿に登載している内容について、変更(廃業も含む)が生じたときは、速やかに変更 届を提出してください。

県HPで様式及び必要書類を確認し、郵送又本庁建築指導課窓口持参のほか、電子申請(ふくおか電子申請サービス)のいずれかにより提出をお願いいたします。

【掲載場所(県HP)】

トップページ > 県政情報 > 入札・公募・公売 > お知らせ > 申請書・届出書等様式 > 建設工事に係る指名願の変更届について

(URL: https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kensetukoujisimeihenkou.html)

9 問い合わせ先

① 入札参加資格申請手続きの内容について

福岡県建築都市部建築指導課建設業係

TEL : 092-643-3719

MAIL: kenshido@pref.fukuoka.lg.jp

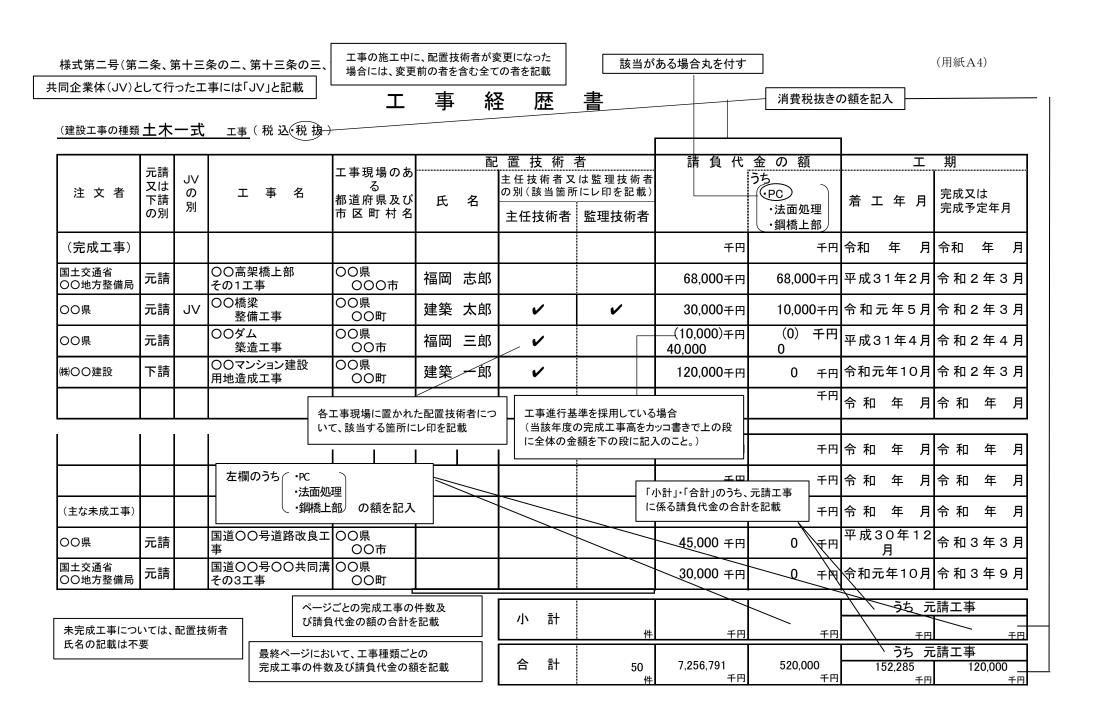
② ふくおか電子申請サービスの利用登録・操作説明等について

TEL: 0 1 2 0 - 4 7 0 - 5 7 0

メールによるお問い合わせは、ふくおか電子申請サービスのお問い合わせフォーム から直接可能です

③ 地域貢献活動評価申請書の確認について

地域貢献活動評価項目一覧の各取組の問合せ先番号にお問い合わせください



社会保険等の加入状況に係る資料について

確認資料として、以下の該当する資料を提出してください。

なお、領収証書等の写しは直近分のものであり、証明書(原本)は申請時前3か月以内に発行されたものであること。

1 建設業者

- (1) 経営事項審査の結果通知書で加入及び適用除外であることが確認できる場合、添付不要
- (2) 経営事項審査の結果通知書がなく、経営規模等評価申請書(写)を提出する場合は、以下の(3)(4)の資料の添付が必要
- (3) 健康保険と厚生年金保険について、経営事項審査の審査基準日段階では加入していなかったが、申請段階では加入している場合は、①から③のいずれかの資料の添付が必要
 - ① 双方とも年金事務所で加入している場合は直近分の保険料納入告知額・領収済額通知書の 写し、もしくは厚生労働省が発行する社会保険料納入証明書の原本又は年金事務所長が発 行する社会保険料納入確認書の原本
 - ② 大手企業等の健康保険組合に加入している場合は健康保険組合の加入証明書の原本及び 年金事務所発行の保険料領収証書の写し
 - ③ 建設業に係る国民健康保険組合に加入している場合は建設業に係る国民健康保険組合が 発行した加入証明書の原本又は保険料の領収書の写し及び年金事務所発行の保険料領収 証書の写し
- (4) 雇用保険について、経営事項審査の審査基準日段階では加入していなかったが、申請段階では加入している場合は、以下の①から③のいずれかの資料の添付が必要
 - ① 「ア」及び「イ」の書類(アとイ両方必要です)
 - ア 労働保険概算・確定保険料申告の写し
 - イ 領収済通知書の写し又は労働保険料等振替納付のお知らせ(ハガキ)の写し
 - ② 労働保険事務組合に委託している場合は、事務組合発行の雇用保険の領収書の写し又は雇用保険料納入済証明書の原本
 - ③ 労働局が発行している労働保険料納付証明書の原本

2 建設工事附帯業者(コンサル業者)

- (1)、(2)ともに、以下の①から③のいずれかの資料の添付が必要
- (1) 健康保険と厚生年金保険について
 - ① 双方とも年金事務所で加入している場合は直近分の領収済額通知書の写し、もしくは厚生 労働省が発行する社会保険料納入証明書の原本又は年金事務所長が発行する社会保険料 納入確認書の原本
 - ② 大手企業等の健康保険組合に加入している場合は健康保険組合の加入証明書の原本及び 年金事務所発行の保険料領収証書の写し
 - ③ 建設業に係る国民健康保険組合に加入している場合は建設業に係る国民健康保険組合が 発行した加入証明書の原本又は保険料の領収書の写し及び年金事務所発行の保険料領収 証書の写し
- (2) 雇用保険について
 - ① 「ア」及び「イ」の書類(アとイ両方必要です)
 - ア 労働保険概算・確定保険料申告の写し
 - イ 領収済通知書の写し又は労働保険料等振替納付のお知らせ(ハガキ)の写し
 - ② 労働保険事務組合に委託している場合は、事務組合発行の雇用保険の領収書の写し又は雇 用保険料納入済証明書の原本
 - ③ 労働局が発行している労働保険料納付証明書の原本

個人住民税の特別徴収について

1 従業員等の個人住民税の特別徴収とは

個人住民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、給与支払者である事業主が、従業員等に毎月支払う給与から個人住民税を天引きし、納税義務者である従業員等に代わって、従業員等の住所地の市町村ごとに納入する制度です。

※ 所得税の源泉徴収義務のある事業主は、原則として従業員の個人住民税を特別徴収することが法令 (地方税法及び各市町村の条例)により義務付けられています。

※「従業員等」には、一般の従業員だけでなく、給与所得とみなされる役員報酬を得る役員や、青 色事業専従者も含まれます。

2 個人住民税特別徴収の実施方法

事業者から1月31日までに市町村に提出された前年分の給与支払報告書に基づいて、従業員ごとの特別徴収すべき住民税の税額を市町村が計算し、原則として5月31日までに、特別徴収義務者に通知します。(地方税法第321条の4)

特別徴収義務者は、その通知に基づいて、各従業員等の毎月(6月~翌年5月)の給料から、特別徴収税額を天引きして、翌月10日までに市町村へ納めていただくことになります。(地方税法第321条の5)

3 個人住民税特別徴収の確認について

(1) 申請者が、福岡県内の市町村における上記の特別徴収義務を実施しているかどうかを確認させていただくためのものです。

項目34による申告か項目35または項目36による誓約を行わない場合は、資格審査の申請は出来ません。

※□「34 特別徴収義務者に指定されている」については、<u>申請日直近の「領収書の写し」、又は直近の「個人住民税特別徴収税額決定通知書等の写し」等で指定番号が確認できる書類を添付してください。</u>

なお、従業員のマイナンバーが記載されている場合、その部分については、取り除くか、又は黒塗りで消してください。

- ※□「35 特別徴収すべき従業員等がいない」のうち「1」については、福岡県内に本社を置く事業者で 従業員等がいない場合、又は福岡県外に本社を置く事業者で福岡県内の市町村に居住する従業員 等がいない場合に、対象となります。
 - □「2」については、福岡県内の各市町村へ普通徴収申請書を提出した方が対象となります。
- ※□「36 市町村から特別徴収税額決定通知書を受領していない」については、新規事業者のため申請日現在、福岡県内の市町村から地方税法第321条の4の規定による特別徴収義務者の指定通知を受けていない場合は、誓約するためチェックを入れてください。

なお、「36 市町村から~略」は初回のみしか使用できませんので、昨年度「36か~略」で誓約した場合は、今年度再度「36 ~略」で申請することはできません。

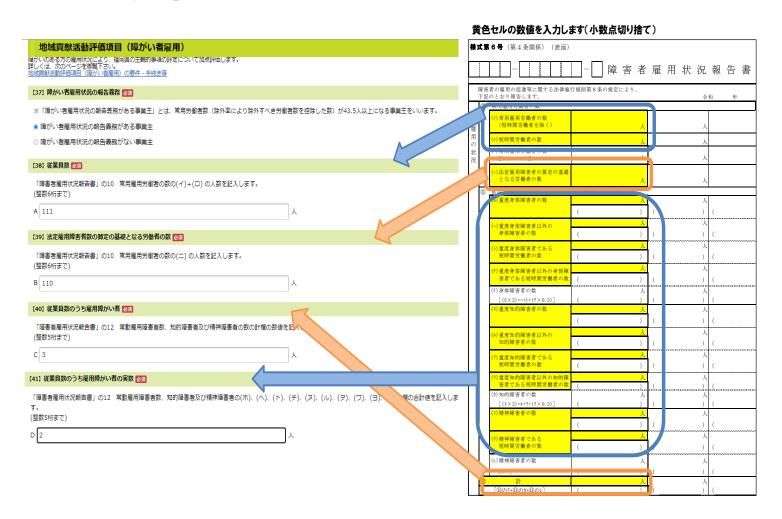
- (2) この書類は、申請日現在で作成し、該当の項目の□欄に、✔印を入れてください。
- (3) 申請内容について確認するため、追加で必要書類の提出を求める場合があります。

障がい者雇用状況に関する添付書類について

- 添付書類について
- (1) 障がい者雇用状況の報告義務がある事業主の方は、必ず次の書類を提出してください。

入札参加資格審査申請日以前の直近の6月1日現在で、主たる事業所(いわゆる本社)の所在地を管轄する公共職業安定所に提出した障害者雇用状況報告書の「事業主控え」の写し(公共職業安定所の受付印は不要)。

- *電子申請の場合は、申請のわかる画面のコピーを添付。
- *障がいのある方を雇用されていない場合も、写しを提出してください。
- ※ 障がい者雇用状況報告書を基に、入力する場合は、以下の図と次ページをよく参照し、入力誤りがないように注意してください



(2) 障がい者雇用状況の報告義務のない事業主の方で、雇用障がい者数があると入力された方は、次の書類を提出してください。

なお、「雇用している障がいのある方」に、代表者、法人の役員、派遣職員、パート、アルバイト、季節 労働者等は除きます。

- ① 雇用している障がいのある方の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写
- ② 障がいのある方を雇用していることを証する書類(雇用している障がいのある方の健康保険被保険者証、又は賃金台帳及び出勤簿の写し等)

[障がい者雇用評価制度の説明]

- 1 障がいのある方**1の雇用状況により、福岡県の主観的事項の評定において、次のとおり加点評価します。
- (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)における障がい者雇用状況の報告義務^{※2} を有し、かつ、入札参加資格審査申請日以前の直近の6月1日現在で、同法に規定する法定雇用障害者数以上の障がいのある方を雇用している場合、次のとおり加点します。
 - ① 法定雇用障害者数と同数の障がいのある方を雇用している場合 +5点
 - ② 法定雇用障害者数を超えて障がいのある方を雇用している場合 +10点
- (2) 障がい者雇用状況の報告義務がなく、かつ、入札参加資格審査申請日以前の直近の決算期現在で1人以上の 障がいのある方を雇用している場合*3、10点を加点します。
- ※1「障がいのある方」とは、次のア~ウの者をいいます。
- ア 身体障がい者

身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が1級~6級の障がいを有する者及び7級の障がいを2つ以上重複して有する者をいいます。

イ 知的障がい者

児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障害者職業センターによって知的障がいがあると判定された者をいいます。

ウ 精神障がい者

精神保健福祉法第45条第2項の規定により「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けている者をいいます。

- ※2 「報告義務がある事業主」とは、常用労働者数(除外率により除外すべき労働者数を控除した数)が43.5 人以上になる事業主をいいます。
- ※3 1週間の所定労働時間が20時間以上の常用労働者である障がいのある方を雇用している場合をいいます。

[障がい者雇用状況の報告義務]の有無について

- 1 福岡県の建設工事の一般(指名競争)入札参加資格審査申請をされる建設業者の方で、福岡県内に本店、支店又はこれに準ずる営業所を有する方は必ず入力してください。
- 2 障がい者雇用状況の報告義務がある事業主の方は、表の区分1の欄に下記の添付書類(「障害者雇用状況報告書」) から次のとおり記入してください。
- (1) Aには、「障害者雇用状況報告書」の⑩(イ)+(ロ)の人数を記入します。
- (2) Bには、「障害者雇用状況報告書」の ⑩(ニ) の人数を記入します。
- (3) C には、(上段)は「障害者雇用状況報告書」の⑫の人数、(下段)は雇用障がい者実数(⑪の(ホ)、(へ)、(ト)、(チ)、(ヌ)、(ル)、(ヲ)、(ワ)、(ヨ)及び(タ)の合計)を記入します。
- (4) Dには、大臣許可の方の福岡県内での従業員の雇用の状況について記入します。
- (5) Eには、大臣許可の方の福岡県内での障がいのある方の雇用の状況について記入します。
- 3 障がい者雇用状況の報告義務のない事業主の方は、表の区分2の欄に次のとおり記入してください。
- (1) Aには、入札参加資格審査申請日以前の直近の決算期現在において雇用している正規の従業員(家族従業員で給与の支給を受けている方を含みます。)の人数を記入します。 なお、代表者、法人の役員、派遣職員、パート、アルバイト、季節労働者等は除きます。
- (2) Cには、(1)に規定する正規の従業員のうち、障がいのある方の人数を記入します。
- (3) Dには、大臣許可の方の福岡県内での従業員の雇用の状況について記入します。
- (4) Eには、大臣許可の方の福岡県内での障がいのある方の雇用の状況について記入します。

4 添付書類について

(1) 障がい者雇用状況の報告義務がある事業主の方は、必ず次の書類を添付してください。

入札参加資格審査申請日以前の直近の6月1日現在で、主たる事業所(いわゆる本社)の所在地を管轄する公共職業安定所に提出した**障害者雇用状況報告書の「事業主控え」の写し(公共職業安定所の受付印は不要)。** 例)入札参加資格申請日が令和6年5月1日の場合

令和5年6月1日現在の状況を公共職業安定所に報告した「障害者雇用状況報告書」の写しを添付する。

- (2) 障がい者雇用状況の報告義務がない事業主の方で、C に雇用障がい者数があると記入された方は、次の 書類を添付してください。
 - ① 雇用している障がいのある方の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し
 - ② 障がいのある方を雇用していることを証する書類(雇用している障がいのある方の健康保険被保険者証、又は賃金台帳及び出勤簿の写し等)

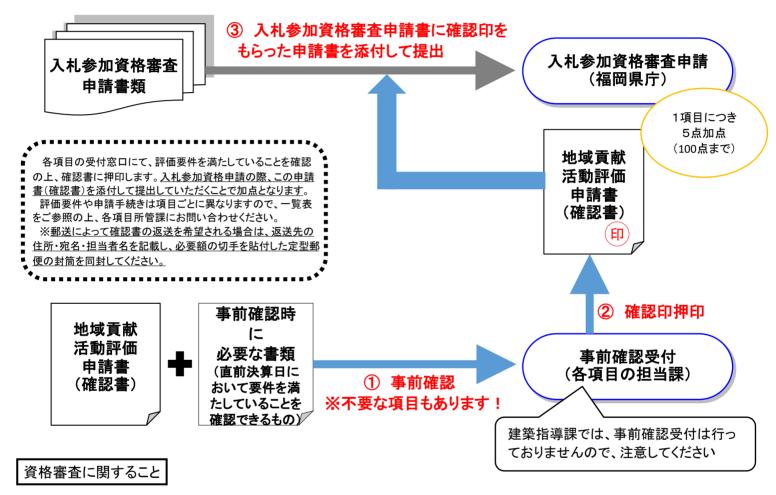
入札参加資格審査で地域貢献活動を評価します。

福岡県では、競争入札参加資格審査の手続きにおいて、地域での社会貢献活動を評価する制度を導入しています。

福岡県が推進する施策への積極的なご協力をお願いするとともに、ご協力いただいた地場事業者の方の評価を底上げすることが目的です。

手続き(地域貢献活動の評価を受けるには)

入札参加資格審査申請時に、各事業を所管する県の窓口等にて発行する申請書(確認書)を 添付して提出することになります。



- →【福岡県 建築都市部 建築指導課 建設業係】にお問い合わせください。 (福岡県庁7階北棟 電話 092-643-3719)
 - •県HP:トップページ〉県政情報 > 入札・公募・公売 > お知らせ >

令和7年度建設工事競争入札参加資格申請について

地域貢献活動評価制度に関すること

- ○地域貢献活動評価制度に関すること
 - →【福岡県 総務部 財産活用課 調整係】にお問い合わせください。 (福岡県庁9階南棟 電話 092-643-3086)
- ○各評価項目に関すること
 - →一覧表右欄の問合せ先にお問い合わせください。 また、下記HPにて、各項目に関するページのリンクを貼り付けています。 申請書(確認書)のダウンロード及び手続の詳細については、そちらをご確認ください。

地域貢献活動評価項目一覧(建設工事)

◎現在加点対象となる項目:全37項目

1. 障がい者雇用	2. 子育て応援	3. (廃止)	4.70歳以上まで働ける企業
5. 雇用拡大	6. 保護観察対象者等の雇用	7. 防災協定	8. 災害時対応
9. 消防団協力	10. 口蹄疫等防疫支援	11. 飲酒運転撲滅	12. みんなで防犯応援
13. がん対策推進	14. 建設業労働災害防止	15. エコ事業所	16. エコアクション21
17. 経営革新	18. 道路愛護活動	19. 河川愛護活動	20. (廃止)
21. 公正な採用選考	22. 人権・同和問題啓発研修	23. (物品・サービス関係)	24. (物品・サービス関係)
25. 建設雇用改善	26. 農林漁業応援	27. 女性の活躍推進	28. 児童養護施設等退所者の雇用
29. 県産リサイクル応援	30. 暴力団から離脱した者の雇用	31. 不当要求防止責任者講習の受講	32. 被災者雇用
33. 出会い・結婚応援	34. 健康づくりの推進	35. 介護応援	36. 働き方改革の推進
37. プラスチックごみ削減協力	38. アスリート雇用	39. 事業継続力強化	40. ワンヘルスの推進
41. SDGsの推進			

昨年度からの変更点

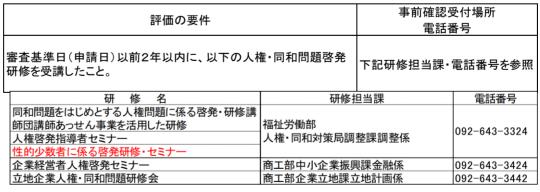
◎22.「人権・同和問題啓発研修」において、下記のとおり変更があります。

【変更前】

評価の要件	事前確認 電話		
審査基準日(申請日)以前2年以内に、以下の人権 修を受講したこと。	下記研修担当課・	電話番号を参照	
研 修 名	研修担	 !当課	電話番号
同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発・研修講師団講師あっせん事業を活用した研修 人権啓発指導者セミナー	福祉労働部 人権・同和対策局調整	と課調整係	092-643-3324
企業経営者人権啓発セミナー	商工部中小企業振興	課金融係	092-643-3424
立地企業人権•同和問題研修会	商工部企業立地課立	地計画係	092-643-3442
※久研修の関催り程については、単庁ホームページ「地域貢献活動」	亚価項目の「人族・同知問題	改発研修 / 一朗する証	

※各研修の開催日程については、県庁ホームページ「地域貢献活動評価項目の「人権・同和問題啓発研修」に関する評価要件のご案内」を参照のこと。

【変更後】



※各研修の開催日程については、県庁ホームページ「地域貢献活動評価項目の「人権・同和問題啓発研修」に関する評価要件のご案内」を参照のこと。

	評価制度 の名称	評価制度の説明	評価の要件	事前確認受付場所 電話番号	事前確認時に必要な書類	問合せ先 電話番号
1	障雇用	障害者雇用促進法に規定する法定雇用障害者数以上の 障がいのある人を雇用してい る企業等を評価するもの。	(1)障害者雇用促進法に規定する障がい者雇用状況の報告義務を有し、かつ、入札参加資格審査申請日以前の直近の6月1日現在において、同法に規定する法定雇用障害者数以上の障がいのある人を雇用していること。または、(2)障がい者雇用状況の報告義務がなく、かつ、審査基準日(直前決算日)において、1人以上の障がいのある人を雇用していること。		(2)障がい者雇用状況の報告義務がない事業主	
2	子育て 応援		審査基準日(直前決算日)において有効な「子育て応援宣言登録証」の交付を受けていること。		※新雇用開発課の事前確認及び受付印 は不要。入札参加資格審査申請時に審 査会場にて、下記の書類を提出 ①建設工事入札参加資格「子育で応援 宣言企業・事業所」評価申請書	福祉労働部労働局 新雇用開発課雇用均等·両 立係 092-643-3586
3	「新規学卒	 者雇用」は平成31年3月31日を	さって廃止となりました。		②子育て応援宣言企業登録証の写し	福祉労働部労働局 労働政策課企画調整係 092-643-3585
4	70歳以上 まで働ける 企業	70歳以上まで働ける制度を導入している企業等を評価するもの。		福岡県生涯現役チャレンジセンター 福岡オフィス (〒812-0013 福岡市博多区博多 駅東1-1-33はかた近代ビル5階) HP: https://geneki-f.net/ TEL: 092-432-2512 受付時間 月曜〜金曜9:30〜18:00 (祝日、年末年始を除く)	①地域貢献活動評価申請書(確認書) ②地域貢献活動評価項目(70歳以上まで働ける企業)確認票 ③要件を確認できる就業規則の写し (※継続雇用制度の対象となる基準を定めている場合は、当該基準の内容がわかる労使協定書等も添付してください。) ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	福岡県生涯現役チャレンジセンター 092-432-2512 福祉労働部労働局 新雇用開発課企画開発係 092-643-3593
5	雇用拡大	正規雇用従業員が増加している企業であって、労働環境の改善と人材確保・定着の促進を図る企業を評価するもの。		労働局労働政策課 企画調整係 092-643-3585		福祉労働部労働局 労働政策課企画調整係 092-643-3585
6	保護観察 対象者等 の雇用	を支援するため保護観察対 象者又は更生緊急保護対象	審査基準日(直前決算日)において、協力雇用主として法務省福岡保護観察所に登録されており、かつ、審査基準日以前1年間に、保護観察中の者(同一者)または更生緊急保護中の者(同一者)を通算3か月以上雇用したこと。	法務省福岡保護観察所 協力雇用主担当 092-761-6799	中の者を通算3か月以上雇用したことが確認できる書類 ・雇用契約書または採用通知書 ・賃金台帳の写しまたは出勤簿 ・その他法務省福岡保護観察所が指示する書類	法務省福岡保護観察所協力雇用主担当 092-761-6799 人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局青少年育成課支援係 092-643-3388 福祉労働部保護・援護課生活困窮者自立支援係 092-643-3315

評価制度 の名称	評価制度の説明	評価の要件	事前確認受付場所 電話番号	事前確認時に必要な書類	問合せ先 電話番号
防災協定		審査基準日(直前決算日)において、「風水災害時の緊急対策工事等に関する協定書」を福岡県と締結していること。	○各農林事務所総務課 ・福岡 092-735-6121 ・朝倉 0946-22-2730 ・八幡 093-601-8851 ・飯塚 0948-21-4951 ・筑後 0942-52-5642 ・行橋 0930-23-0380 ○農林水産部水産局水産振興課 092-643-3565 ○各県土整備事務所総務課 ・福岡 092-641-0161 ・久留米 0942-44-5222 ・南筑 0949-22-5608 ・京族 0949-22-5608 ・京館 0949-22-5608 ・京倉 0946-22-3910 ・八女 0943-22-6982 ・北九州 093-691-2761 ・田川 0947-42-9111 ・飯塚 0948-21-4930 ・那珂 092-513-5561	①地域貢献活動評価申請書(確認書) ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	(申請の手続きに関すること) 左記各事務所等 (協定や申請の内容に関すること) 農林水産部農山漁村振興課 技術管理係 092-643-3504 県土整備部企画課 技術調査室契約班 092-643-3522
の要件を 満たしても 5点の加算 となりま	もの。	審査基準日(直前決算日)において、防災企画課を窓口として県内全域を対象とする防災協定を締結していること。	総務部防災危機管理局 防災企画課防災企画係 092-643-3112		総務部防災危機管理局 防災企画課防災企画係 092-643-3112
す。)	大規模災害に伴う災害廃棄物を速やかに処理するため、県との間で防災協定を締結する団体に加盟し、災害廃棄物の処理に協力する当該団体の会員事業者を評価するもの。		環境部廃棄物対策課 計画指導係 092-643-3363	①地域貢献活動評価申請書(確認書) ②左記団体の証明書 ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を 貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	環境部廃棄物対策課 計画指導係 092-643-3363
		9 るものであるとヨ該凶体が証明9 ること。		①地域貢献活動評価申請書(確認書) ②左記団体の証明書 ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を 貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	建築都市部県営住宅課 住宅設計係 092-643-3736
災害時		審査基準日(直前決算日)以前3年間に左記協定に基づき、緊急対策工事を実施したこと。	○各農林事務所総務課 ・福岡 092-735-6121 ・朝倉 0946-22-2730 ・八幡 093-601-8851 ・飯塚 0948-21-4951 ・筑後 0942-52-5642 ・行橋 0930-23-0380 ○農林水産部水産局水産振興課 092-643-3565 ○各県土整備事務所総務課 ・福岡 092-641-0161 ・久留米 0942-44-5222 ・南筑 0944-41-5112 ・直方 0949-22-5608 ・京築 0979-82-3350 ・朝倉 0946-22-3910 ・八女 0943-22-6982 ・北九州 093-691-2761 ・田川 0947-42-9111 ・飯塚 0948-21-4930 ・那珂 092-513-5561	①地域貢献活動評価申請書(確認書) ②左記協定に基づく災害時の活動実績 が分かる書類 (契約書、完成承認通知書等の写し) ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を 貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	(申請の手続きに関すること) 左記各事務所等 (協定や申請の内容に関する 農林水産部農山漁村振興課技術管理係 092-643-3504 県土整備部企画課技術調査室契約班 092-643-3522
 対 右いひ満5右要にの満5 大	給等を実施した企業を評価 するもの。		総務部防災危機管理局 防災企画課防災企画係 092-643-3112	①地域貢献活動評価申請書(確認書) ②左記協定に基づく災害時の活動要請書 ③その他 (県と協定を締結している業界団体の会員企業の場合は、業界団体の証明書(原本)も必要。) ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	総務部防災危機管理局 防災企画課防災企画係 092-643-3112
となります。)	十担掛巛宝に伴る巛宝成畜		環境部廃棄物対策課 計画指導係 092-643-3363	①地域貢献活動評価申請書(確認書) ②左記団体の証明書 ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を 貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	環境部廃棄物対策課 計画指導係 092-643-3363
	福岡県と締結している。災害時等における防災・減災、災害緊急活動及び木造応急仮設住宅の建設等に関する協定書」又は、「災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき、災害緊急活動、木造応急仮設住宅の建設に		建築都市部県営住宅課 住宅設計係 092-643-3736	①地域貢献活動評価申請書(確認書) ②左記団体の証明書 ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を 貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	建築都市部県営住宅課 住宅設計係 092-643-3736

	評価制度 の名称	評価制度の説明	評価の要件	事前確認受付場所 電話番号	事前確認時に必要な書類	問合せ先 電話番号
9		事業所が消防団活動に協力することを社会貢献として賞揚する「消防団協力事業所表示制度」の導入を推進し、地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図るため、消防団協力事業所を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)において、市町村の消防団事務局より、「消防団協力事業所」の認定を受けている(※)こと。 ※市町村による消防団協力事業所表示制度に基づく認定は、各市町村の消防団事務局で実施	各市町村消防団事務局 (詳しくは県庁ホームページを参照のこと。)	①地域貢献活動評価申請書(確認書) (※平成31年度より様式を変更しております。取組状況の確認欄を設けておりますので、ご記入をお願いします。) ②その他各市町村消防団事務局が求める書類 ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	各市町村消防団事務局
10	口蹄疫等	ロ蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ、豚魚、牛疫及が、豚熱、牛疫及が生物を関系を図る上、豚ののは、水ののののでは、水のののでは、水ののでは、水ののでは、水ののでは、水のでは、水	または、(2)審査基準日(直前決算日)において、家畜保健衛	〇名農・126 ・福農 2-735-6126 ・福農 2-735-6126 ・福農 2-2-2732 ・開農 0946-22-2732 ・開興 2-2732 ・開興 2-30-1037 ・開東 2-30-1037 ・10948-42-0214 ・10948-42-0214 ・10942-30-1037 ・10942-30-1037 ・10942-30-1037 ・10942-30-1037 ・10942-30-1037 ・10942-30-1037 ・10942-30-1037 ・10942-30-1037 ・10942-30-1037 ・10942-30-1037 ・10942-30-1037 ・10942-30-1037 ・10942-30-1037 ・10942-30-2405	①地域貢献活動評価申請書(確認書) ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を 貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	左記事前確認申請場所 または 農林水産部畜産課 家畜衛生係 092-643-3498
11	飲酒運転 撲滅	き「飲酒運転撲滅宣言企業」	審査基準日(直前決算日)において、「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例」に基づく「飲酒運転 撲滅宣言企業」の登録を受けていること。	人づくり・県民生活部生活安全課 交通安全係 092-643-3167	①地域貢献活動評価申請書(確認書) (※平成31年度より様式を変更しております。取組状況の確認欄を設けておりますので、ご記入をお願いします。) ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	人づくり・県民生活部生活安 全課 交通安全係 092-643-3167
12	みんなで 防犯応援	地域の犯罪を抑止するため の企業による自主的な取り組 みを推進する「みんなで防犯 応援隊運動」の趣旨に賛同 し、県と協働して「ながら防 犯」活動を行う者として登録さ れた企業等を評価するもの。	※「女性と子どもの安全をみまもる企業運動」は令和4年度から「みんなで防犯応援隊運動」に改定しています。 新制度 2 の移行がお落でない場合は移行手続き	人づくり・県民生活部生活安全課 地域防犯推進係 092-643-3124	①地域貢献活動評価申請書(確認書) ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を 貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	人づくり・県民生活部生活安 全課 地域防犯推進係 092-643-3124
13	がん対策推進	「福岡県働く世代をがんから 守るがん対策サポート事業 所」に登録されている事業所 を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)において、「福岡県働く世代をがんから守るがん対策サポート事業所」の登録を受けていること。	保健医療介護部がん感染症疾病 対策課 がん対策係 092-643-3317	①地域貢献活動評価申請書(確認書) ②資格審査申請年度の前年度に提出した「がん検診受診状況等報告書(様式2 -1)」及び「がんの治療と仕事の両立報告書(様式2-2)」のいずれかまたは両方の写し (参加項目に応じた報告書の提出が必要です) ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	保健医療介護部がん感染症 疾病対策課 がん対策係 092-643-3317
14	建設業労働災害防止	建設業の労働災害防止に積極的に取り組む企業を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)において、建設業労働災害防止協会に加入していること。	○建設業労働災害防止協会各分会 ・福岡分会 092-483-1831 ・八詹分会 093-663-1321 ・小倉分会 093-591-8131 ・門司分会 093-371-5266 ・若松分会 093-761-1521 ・行橋分会 0930-23-2255 ・豊前分会 0948-22-0567 ・町川分会 0947-44-1445 ・直方分会 0949-22-1129 ・久留米分会 0942-36-3323 ・大牟田分会 0944-85-5263	①建設業労働災害防止協会の押印のある地域貢献活動評価申請書(確認書) ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	左記建設業労働災害防止協会各分会または福祉労働部労働局労働政策課労働福祉係092-643-3587
15	エコ 事業所	省エネルギー・省資源等の地球温暖化対策に取り組む旨を宣言し、「エコ事業所」として登録されている事業者を評価するもの。 ※登録の有効期間は登録した年度の翌年度末まで。以降は、活動内容の報告を行っていることが登録更新の要件となる。	審査基準日(直前決算日)において、エコ事業所の登録を受けていること。 ※審査基準日が登録期間内に含まれていること。	環境部環境保全課 地球温暖化対策係 092-643-3356	①地域貢献活動評価申請書(確認書) (※令和3年度より様式を変更しております。) ②エコ事業所登録証の写し ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	環境部環境保全課 地球温暖化対策係 092-643-3356
1 16	エーマク	環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づき省エネルギー、省資源、廃棄物削減等の取組を行い、エコアクション21の認証・登録を受けた事業者を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)において、エコアクション2 1の認証・登録を受けていること。 ※審査基準日が登録期間内に含まれていること。	環境部環境保全課 地球温暖化対策係 092-643-3356	①地域貢献活動評価申請書(確認書) (※令和3年度より様式を変更しております。) ②エコアクション21認証・登録証の写し ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	環境部環境保全課 地球温暖化対策係 092-643-3356

	評価制度 の名称	評価制度の説明	評価の要件	事前確認受付場所 電話番号	事前確認時に必要な書類	問合せ先 電話番号
17	経営革新	をつざ、中小正乗るか経営 向上のために策定する新事 業活動に関する計画を策定 し、県知事により承認を受け ている企業等を評価するま		商工部新事業支援課 新分野推進係 092-643-3449		商工部新事業支援課 新分野推進係 092-643-3449
18	道路愛護 活動	地域住民や企業等が行う清 掃等のボランティア活動を支 援する「さわやか道路美化促 進事業」の趣旨に賛同し、県 と連携して道路美化活動に 取り組む企業等を評価するも の。	審査基準日(直前決算日)において、活動団体としての認定がなされており、かつ、審査基準日が属する年度(福岡県の会計年度)の前年度の活動実績を有している(※)こと。 ※ただし、審査基準日が属する年度、もしくは、審査基準日が属する年度の前年度に、さわやか道路美化促進事業の認定を受けた企業においては、認定後、審査基準日以前1年以内に1回以上の活動実績を有すること。	県土整備部道路維持課 管理係 092-643-3653	①地域貢献活動評価申請書(確認書) ②各県土整備事務所(支所)が発行する 「さわやか道路美化促進事業実施団体等 認定証」の写し ③「さわやか道路美化促進事業実績報告 書」の写し (※1回以上の活動が記載されていること。)	〇評価申請に関すること 県土整備部道路維持課 管理係 092-643-3653 〇「さわやか道路美化促進事 業」の実施団体としての認定 に関すること 各県土整備事務所用地課管 理係(支所の場合は庶務課)
19	河川愛護 活動	福岡県が管理している河川において、清掃や除草などの河川愛護活動をおこなう「河川愛護企業」及び河川愛護団体等の活動を支援する「河川愛護活動支援企業」の登録を受けている企業等を評価するもの。	(1)審査基準日(直前決算日)において、「河川愛護企業」として登録を受け、審査基準日が属する年度(福岡県の会計年度)の前年度の活動に対し各県土整備事務所(支所)が発行する活動実績承認書を有している(※)こと。または、 (2)「河川愛護活動支援企業」としての登録を受けていること。 ※ただし、審査基準日が属する年度、もしくは、審査基準日が属する年度の前年度に、河川愛護企業の登録を受けた企業においては、登録後、審査基準日以前6ヶ月以内に1回以上の活動実績を有すること。	県土整備部河川管理課 管理係 092-643-3666	(評価の要件内の但し書きに該当する企業においては、1回以上の活動が記載されている活動実績報告書の写し) (2)河川愛護活動支援企業 ①地域貢献活動評価申請書(確認書)	○評価申請に関すること 県土整備部河川管理課 管理係 092-643-3666 ○「河川愛護企業」及び「河 川愛護活動支援企業」の登 録に関すること 同上、もしくは各県土整備事 務所・支所
20	「個人住民和	党特別徴収」は平成29年3月3	」 31日をもって廃止となりました。			総務部税務課 092-643-3049
21	公正な採 用選考	採用選考人権啓発推進員を設置し、かつ、公正採用選考		-福岡南 092-688-9207 -福岡西 092-688-9207 -八幡 093-622-6691 -小倉 093-941-8749 -行橋 0930-25-8609 -大牟田 0944-69-0011 -久留米 0942-90-0012	※管轄する公共職業安定所(ハローワーク)に持参してください。 ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵便のもの)を同封。 または	○公正採用選考人権啓発推進員制度全般に関すること・福祉労働部労働局労働政策課就業支援係の92-643-3592 ○具体的な公正採用選考・ 位内を登録を受けるののでは、 を発推進員の設置報告・ では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
22	人権•同和	県では、人権問題についての 正しい理解と認識を深めるため、県民や企業等を対象に 人権・同和問題に関する啓発 の推進に努めている。企業に				左記各研修担当課 または 福祉労働部人権・同和対策 局 調整課調整係 092-643-3325
	研修 おける人権・同和問題 修への参加を一層促進 なる啓発を推進するた	おける人権・同和問題啓発研修への参加を一層促進し、更なる啓発を推進するため、同研修を受講した企業等を評	る人権・同和問題啓発研 の参加を一層促進し、更 啓発を推進するため、同 を受講した企業等を評 人権啓発指導者セミナー	福祉労働部 人権·同和対策局調整課調整係 商工部中小企業振興課金融係 商工部企業立地課立地計画係	092-643-3324 092-643-3424 092-643-3442	
	物品・サーヒ	ごス関係の項目になります。				
25	建設雇用	建設労働者の雇用の安定及 び福祉の増進を図るため、雇 用改善に積極的に取り組む 事業所を評価するもの。		福祉労働部労働局 労働政策課労働福祉係 092-643-3587		福祉労働部労働局 労働政策課労働福祉係 092-643-3587

	評価制度 の名称	評価制度の説明	評価の要件	事前確認受付場所 電話番号	事前確認時に必要な書類	問合せ先 電話番号
26	農林漁業 応援	県産農林水産物の消費拡大につながる取組や農山漁村 地域で社会貢献活動を実施 する「ふくおか農林漁業応援 団体」の登録をされている企 業等を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)において、「ふくおか農林漁 業応援団体」の登録を受けていること。	農林水産部食の安全・地産地消課 地産地消推進係 092-643-3575	3 見恰番宜中請平及の削平及に佐山し	農林水産部食の安全・地産 地消課 地産地消推進係 092-643-3575
	女性の 活躍推進 右記要件 いずれか	企業における指導的地位へ の女性の登用を進めるため、 女性の管理職比率あるいは 管理職数の将来目標を定め て取り組んでいる事業者を評 価するもの。	審査基準日(直前決算日)において、「女性の活躍推進評価書」による確認を受け、評価書の有効期間中にあること。		①地域貢献活動評価申請書(確認書) (※あらかじめ「女性の活躍推進評価書」 を提出し、確認を受けていること。) ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を 貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	
27	5 点加昇 (右記全て の要件を 満たしても 5点の加算 となりま	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)に基づく一般事業主行	審査基準日(直前決算日)において、女性活躍推進法 に基づく一般事業主行動計画の策定・公表・届出を	文任活躍推進至 092-643-3399 (3 主	(1)地域专献活動颤佈中誌書(確認書)	人づくり・県民生活部 男女共同参画推進課 女性活躍推進室 092-643-3399
28	施設等返 所者の雇 用	退所者を正規従業員として採	審査基準日(直前決算日)以前1年間に、児童養護施設等を退所した者(退所後3年以内の未就職者を含む)を正規従業員として採用し、雇用していること。	社会的養護支援係 092-643-3547	雇用契約書または採用通知書健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を	福祉労働部こども福祉課 社会的養護支援係 092-643-3547
29	県産リサイ クル応援	県内で製造等された「福岡県 県産認定リサイクル製品」 (県産リサイクル製品)の利 用促進及び県内リサイクル 産業の育成を図るため、当該 製品を積極的に使用する「県 産リサイクル応援事業所」と して登録を受けた事業者のう ち、一定額以上使用した事業 者を評価するもの。	※審査基準日が属する年度又は審査基準日が属する年度の前年度に登録を受けた場合は、登録後、審査基準日以前1年以内に、登録事業所における県産リサイクル製品の購入金額が10万円以上であること。なお、「県産リサイクル応援」の登録事業者が複数の登録事業所を有する場合は、各登録事業所における県産リサイクル製品の購入金額の合計金額が10万	環境部循環型社会推進課 リサイクル係 092-643-3372	貼り付けた定形郵便のもの)を同封。 ①地域貢献活動評価申請書(確認書) ②暴力団排除に関する誓約書(役員名 簿) (※あらかじめ「優良事業所」としての登録手続きが必要。) ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	環境部循環型社会推進課 リサイクル係 092-643-3372
	暴力団から離脱した 者の雇用	暴力団員の社会復帰を促進 するため、警察又は公益財 団法人福岡県暴力追放運動 推進センターが就労支援を	田以上であること。 審査基準日(直前決算日)において、公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センター(暴追センター)に協賛企業として登録されており、かつ、審査基準日以前1年間に、福岡県警察又は暴追センターが就労の支援を行った暴力団離脱者(同一者)を通算3か月以上雇用したこと。	福岡県警察本部 組織犯罪対策課 社会復帰対策係 092-641-4141(内線4574)	賃金台帳又は出勤簿その他福岡県警察本部組織犯罪対策	福岡県警察本部 組織犯罪対策課 社会復帰対策係 092-641-4141(内線4574)
31	不当要求 防止責任 者講習の 受講	運動推進センターの実施す	審査基準日(直前決算日)以前4年間に、公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センターが実施する「不当要求防止責任者講習」を受講したこと。		 ※福岡県警察本部の事前確認及び受付 印は不要。入札参加資格審査申請時に 下記の書類を提出 ①建設工事入札参加資格「不当要求防 止責任者講習の受講」評価申請書 ②受講修了書の写し 	〇不当要求防止責任者講習 制度に関すること 福岡県警察本部 組織犯罪対策課 社会復帰対策係 092-641-4141(内線4576) ※地域貢献活動評価申請制 度に関することは、財産活用 課(092-643-3086)へお問い 合わせください。
32	饭火白 戻田	被災者の就業を促進するため、被災者を開発したの業を	審査基準日(直前決算日)以前3年間に、福岡県内で発生した激甚災害による被災者を通算3か月以上新たに雇用したこと(※)。 ※被災事業者との下請負契約を含む。 ※激甚災害については、以下の災害とする。 ①平成29年九州北部豪雨 ②平成30年7月5日からの大雨 ③令和2年7月豪雨 ④令和3年8月11日からの大雨	総務部防災危機管理局 防災企画課防災企画係 092-643-3112	①地域貢献活動評価申請書(確認書) ②市町村が発行するり災証明書又は被 災証明書の写し ③被災者の雇用が確認できる書類の写し ・雇用契約書又は採用通知書 ・賃金台帳又は出勤簿 ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を 貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	総務部防災危機管理局 防災企画課防災企画係 092-643-3112
33	婚応援		審査基準日(直前決算日)において有効な「出会い応援団体登録証」の交付を受けていること。		到。) ①建設工事入札参加資格「出会い応援 団体」評価申請書 ②出会い応援団体登録証の写し ③資格審査申請日以前1年以内に提出し	福祉労働部こども未来課 こども企画係 092-643-3013
	健康づくり の推進	健康づくりの取組を推進する「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」制度に基づき登録された団体・事業所を評価するもの。		保健医療介護部健康増進課	た『出会い応援団体』活動状況報告書 ①地域貢献活動評価申請書(確認書) ②「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」 登録証の写し ③資格審査申請年度に提出した(前年度 の実績を記載した)「取組実績報告書」の 写し ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を 貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	

	評価制度 の名称	評価制度の説明	評価の要件	事前確認受付場所電話番号	事前確認時に必要な書類	問合せ先 電話番号
35	介護応援		審査基準日(直前決算日)において有効な「介護応援 宣言登録証」の交付を受けていること。		 ※新雇用開発課の事前確認及び受付印は不要。入札参加資格審査申請時に審査会場にて、下記の書類を提出 ①建設工事入札参加資格「介護応援宣言企業・事業所」評価申請書 ②介護応援宣言登録証の写し 	福祉労働部労働局 新雇用開発課雇用均等·両 立係 092-643-3586
	働き方改 革の推進	働き方改革の促進を通じて、 労働環境の改善と人材確保・ 定着の促進を図る企業を評価するもの。	下記の要件1、2のいずれにも該当すること。 【要件1】 審査基準日(直前決算日)において、「働き方改革実行企業(よかばい・かえるばい企業)」としての宣言を福岡県働き方改革推進事業ポータルサイト上で公開していること。 ※(百言の取組期間に、審査基準日が含まれていること。 【要件2】 審査基準日(直前決算日)において、次の(1)~(8)の項目について、いずれか1つ以上を実施していること。 《(7)、(8)については建設業のみ。 (1)審査基準日(直前決算日)以前1年の間に、福岡県正規雇用促進企業支援センターの働き方改革に資するアドバイザーの派遣を受けていること。 (2)正社員転換(登用)制度を定めていること。 (3)法定休日(1週1日または4週4日以上)を上回る休日を設けていること。 (4)休息時間が9時間以上の勤務間インターバル制度を有していること。 (5)法定義務を上回る休業・休暇・短時間勤務制度やこと。 (5)法定義務を上回る休業・休暇・短時間勤務制度やこと。 (6)傷病や育児、介護などにより休職を余儀なくされた従業員の円滑な職場復帰を促進する制度を有していること。 (6)傷病や育児、介護などにより時間外労働の上限を法定の上限時間に設定していること(令和6年3月31日まで) (8)【建設業のみ】「建設キャリアアップシステム」の事業者登録をしていること。	福祉労働部労働局 労働政策課労働福祉係 092-643-3587		福祉労働部労働局 労働政策課労働福祉係 092-643-3587
37	ノフヘナツ	ロ 40 ナット シーノ ナッチュージョ・ショ		企画徐	①地域貢献活動評価申請書(確認書) ②ふくおかプラごみ削減協力店登録証の 写し ③返信用封筒	環境部循環型社会推進課 企画係 092-643-3371
	アスリート 雇用	福岡県を拠点に活動を希望するアスリートの雇用を検討している「ふくおかアスリートナビゲーション登録企業」に登録された企業等を評価するもの。	いることが惟談できる。	福岡県人づくり・県民生活部 スポーツ局スポーツ振興課 地域スポーツ係 092-643-3515		
39	事業継続 力強化	事業継続力強化計画又は連 携事業継続力強化計画の認 定を受けている企業を評価す るもの。		商工部中小企業振興課 経営支援係 092-643-3425	①地域貢献活動評価申請書(確認書) ②事業継続力強化計画に係る認定書 (写)もしくは連携事業継続力強化計画に 係る認定書(写) ③②の認定を受けた事業継続力強化計 画(写)もしくは連携事業継続力強化計画 (写)	商工部中小企業振興課 経営支援係 092-643-3425
	ワンヘルス の推進	ワンヘルスの理念に替同の	審査基準日(直前決算日)において、「ワンヘルス宣言事業者登録制度」の登録を受けていること。 ※ただし、エコ事業所・ふくおか農林漁業応援団体・プラごみ削減協力店の登録を受けている事業者・団体は、下記要件を満たすこと。 <u>登録している制度</u> <u>要件</u> <u>エコ事業所</u> <u>地球温暖化対策以外の活動を実施する。</u> ぶくおか農林漁業 応援団体 ふくおかプラごみ 削減協力店 プラスチックごみ削減以外の活動を実施する。	保健医療介護部 保健医療介護総務課 ワンヘルス総合推進室	①地域貢献活動評価申請書(確認書) ②ワンヘルス宣言事業者登録証の写し ③資格審査申請年度に提出した(前年度 の実績を記載した)「活動実績報告書」の 写し ④返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵 便のもの)	保健医療介護部 保健医療介護総務課 ワンヘルス総合推進室 092-643-3622
1 /1 1	SDGsの 推進	福岡県内でSDGsへの取組を 行い「福岡県SDGs登録制 度」に登録された企業等を評 価するもの。		総合政策課政策推進班 092-643-3213	①地域貢献活動評価申請書(確認証) ②「福岡県SDGs登録制度」登録証の写し ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を 貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	企画·地域振興部 総合政策課政策推進班 092-643-3213

注意!この変更届を提出されないと、名簿は変更になりません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

【建設業者用】 入札参加資格審査申請書変更届出書(例)

さきに提出しました入札参加資格の記載内容について、下記のとお		11- h 1417	古八峡南汉:	大字枝光200-1(n 7 C	
しましたのでお届けします。	*届け出る時点の情報:	-	.州土木(株)		~ H	忘れずに 記入!!
	申請者	<u>代</u>	表取纬役	福岡太郎		
1.福岡県の県土整備事務所 ① 福 (県内業者は、裏面の一覧表又は経営事項 (県外業者で福岡県内に営業所がない場合 2.建設業許可番号 大臣・知事コード	爾審査の予約葉書の記載内容 合は①に「県外」と、県内の領 4 0 1.一般 2.特別	Fを参考に記入する。 営業所で名簿に登載 官第012) されている場合は、	図名」③ 福 岡 その所在地の事務所名 中可日 H R 0 4		
参考:大臣コート ※1と2は、変更前の内容で記入する。	な00、福岡県知事コート 、なお更新許可を受け、許		わった場合は届り	け出なくてよい。		
	変更項目のうち(1)(2)(ること。該当業種とは、指々					★、年月日)
01 02 03 04 05 06 07 0 土 建 大 左 と 石 屋 1		3 14 15 16 浦 しゅ 板 ガ	17 18 19 2 塗 防 内			27 28 29 消 清 解
(2) 一般·特定区分 R 0 4 4 6 (3) 大臣·知事区分 R 4 6 (4) 商 号 R 0 4 6 (5) 代表者 R 0 4 6 (6) 本店所在地 R 0 4 6 (7) 本店電話番号 R 0 4 6	月 日 日 </td <td>変更 (8) 変更 (9) 変更 (10) 変更 (11) 変更 (12) 変更 (13) 変更 (14)</td> <td>支店名 支店長 支店所在地 支店電話番号 一部廃業 全部廃業 登録営業所</td> <td>R 年 年 年 R 日 年 年 R 日 年 年 R 日 年 R 日 日 年 日 年</td> <td>月月月月月月月日</td> <td></td>	変更 (8) 変更 (9) 変更 (10) 変更 (11) 変更 (12) 変更 (13) 変更 (14)	支店名 支店長 支店所在地 支店電話番号 一部廃業 全部廃業 登録営業所	R 年 年 年 R 日 年 年 R 日 年 年 R 日 年 R 日 日 年 日 年	月月月月月月月日	
5.変更内容 (変更があった項目の (1) 新許可番号 大臣·知事コード		頁内容を記入す。 第 0 1 2 3		J日 H(R) 0 4 生	王 0 5 月	0 9 日
(2) 商号(本店名) 変更前の	商号(福周土木(株)	33 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		, [3]3] /3 [<u></u>
(フリガナ) キ タ キ ュ ゥ シ 商号	ユウドボク 株)				
` ` ` ` ` ` 	太郎					
(3) 代表者名 福 周 (4) 本店所在地	ス 郎 県土整備事務所名 北	九州	(所属) 八 M	,一	名」	7
T		本 本道 府県	北九州		八幡東	区町村
	市区町村以下	字枝光	2 0	0 - 1	0 0	1313
(5) 本店電話番号、FAX番号 電話 0 9 3 - 8 7 1	- 1 2 3 4 H	FAX				
<u> </u>		(FAXはイン	ターネット申請な	どで既に登録してい	る場合のみ記え	入)
(6) 支店名 変更前の支店	5名(Fが登録できるのは、 E(営業所)が福岡県		
(フリガナ)						
(フリガナ)						
(7) 支店長名						
(8) 支店所在地 〒	県土整備事務所名 都道府県名 市区町村名		(所属)	市郡	名」	区 町村
	市区町村以下	74215			$\overline{}$	
(9) 支店電話番号、FAX番号 電話 電話	I I	FAX FAXはインタ	ターネット申請な	どで既に登録してい	る場合のみ記ん	

(10) 廃業の場合、その理由(番号を○で囲む)

1.建設業の許可の廃業をおこなったため(会社の破産などを含む)・・・「建設業法の廃業届の写し(受付印のあるものに限る)」を添付すること。 2.入札参加資格者名簿への登載を希望しなくなったため

添付書類等については、裏面をご覧ください。

【建設業者用】入札参加資格審査申請書変更届(裏面)

1. 添付書類

- ① 許可番号、許可区分が変更になった場合(4.の(1)(2)(3)の場合)は、「新しい許可通知書の写し」
- ② 上記①以外の変更(4.の(4)から(11)まで)の場合は、「建設業法の変更届出書の写し(受付印のあるものに限る)」 法人の場合は、「登記事項証明書(発行後3ヶ月以内のもの。写し可)」でも可。
- ③ 廃業の場合は(4.の(12)と(13)の場合)で建設業の許可の廃業を行なった場合は、「建設業法の廃業届の写し(受付印のあるものに限る)」
- ④ 登録営業所の変更(4.の(14))の場合は許可通知書の写しに、登録しようとする営業所の建設業許可業種等がわかる書類(申請書別紙二「営業所一覧表」など)を添付する。

2. 提出方法、部数

- ① 提出先:〒812-8577(住所不要) 福岡県庁建築指導課建設業係(持参ないし郵送)(県庁7階北棟)
- ② 提出部数は2部(1部は受付用、1部は返送用)。 郵送の場合は返信用に、「切手を貼った返信用の封筒」を同封してください。

3. 県土整備事務所ごとの所轄と地区名一覧表

コード番号 (参考)	県土整備 事務所名	(所轄)	「地区名」	管轄市町村
01	福岡	(福岡) (旧福岡土木事務所の所轄)	「福岡」	福岡市(東区・中央区・城南区・早良区の全部の区 域。 博多区・南区・西区の大部分の区域) 古賀市、糟屋郡
02	久留米	(久留米)	「久留米」	久留米市、小郡市、うきは市、三井郡
03	南筑後	(柳川) (旧柳川土木事務所の所轄)	「柳川」	柳川市、大川市、みやま市、三潴郡
04	直方	(直方)	「直方」	直方市、宮若市、鞍手郡
05	京築	(行橋) (旧行橋土木事務所の所轄)	「行橋」	行橋市、京都郡
06	福岡	(前原) (旧前原土木事務所の所轄)	「前原」	糸島市、福岡市(西区の一部の区域)
07	朝倉	(朝倉)	「朝倉」	朝倉市、朝倉郡
08	八女	(八女)	「八女」	八女市、筑後市、八女郡
09	北九州	(八幡)	「北八」	北九州市(八幡東区、八幡西区)
10	北九州	(若松)	「北若」	北九州市(若松区)
11	北九州	(小倉)	「北小」	北九州市(小倉北区、小倉南区)
12	北九州	(門司)	「北門」	北九州市(門司区)
13	北九州	(戸畑)	「北戸」	北九州市(戸畑区)
14	北九州	(中遠)	「中遠」	中間市、遠賀郡
15	田川	(田川)	「田川」	田川市、田川郡
16	飯塚	(飯塚)	「飯塚」	飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡
17	那珂	(那珂)	「那珂」	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市、 福岡市(博多区と南区の一部の区域)
18	南筑後	(大牟田) (旧大牟田土木事務所の所轄)	「大牟田」	大牟田市
19	京築	(豊前) (旧豊前土木事務所の所轄)	「豊前」	豊前市、築上郡
20	北九州	(宗像) (旧宗像土木事務所の所轄)	「宗像」	宗像市、福津市

(注)以下の県土整備事務所は、複数の(所轄)と「地区名」があります。注意してください。

(県土整備事務所名) 「地区名」

・福岡・・・・「福岡」「前原」・南筑後・・・・「柳川」「大牟田」・京築・・・・「行橋」「豊前」

・北九州・・・「北八」「北若」「北小」「北門」「北戸」「中遠」「宗像」